

食品表示法における酒類の表示
のQ & A

別冊
【原料原産地表示関係】

平成 29 年 9 月
国 税 庁

食品表示法における酒類の表示のQ & A
別冊【原料原産地表示関係】
目次

【原料原産地表示関係】

- | | | |
|------|---|------|
| (問1) | 酒類については「原材料名」の表示義務がないのに、なぜ原料原産地表示の対象になるのですか。 | P. 1 |
| (問2) | 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。 | P. 2 |
| (問3) | 酒類の原料原産地はどのように表示すればよいですか。 | P. 3 |
| (問4) | 酒類の原料として、国内で蒸留して製造された酒類用の原料アルコール（輸入原材料（エチルアルコール）使用）を使用した場合、原料原産地はどのように表示すればよいですか。 | P. 4 |
| (問5) | ビールの仕込みに、3か国以上の国から輸入した麦芽を使用した場合、麦芽の原料原産地はどのように表示すればよいですか。 | P. 5 |
| (問6) | 原料原産地表示を行わなくてもよい酒類がありますか。 | P. 6 |

酒類を含む食品全般の原料原産地表示制度に関するQ & Aについては、消費者庁ホームページに[「食品表示基準Q & A 別添 新たな原料原産地表示制度」（平成 27 年 3 月 消費者庁 食品表示企画課）](#)が掲載されていますので、併せてご参照ください。

別冊 【原料原産地表示関係】

(問1) 酒類については「原材料名」の表示義務がないのに、なぜ原料原産地表示の対象になるのですか。

(答) 平成29年9月1日に公布・施行された改正食品表示基準においては、消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品に原料原産地表示を行うこととされました。酒類は加工食品に該当することから、原料原産地表示の対象となるものです。

※ 食品表示基準においては、酒類は「原材料名」の表示を要さないこととされており、表示義務が課されていません。(食品表示基準第5条)

ただし、「L-フェニルアラニン化合物を含む旨」など、特定の原材料を使用した旨の表示義務があります。

また、清酒、単式蒸留焼酎(米焼酎)、みりん、果実酒及び甘味果実酒については、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)(米トレーサビリティ法)又は酒類業組合法に基づく表示の基準に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示(情報伝達)されている場合、食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

(関連) 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-1)

(関連) 酒類も原料原産地表示の対象となりますか。対象である場合、原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-3)

(問2) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

(答) 一般用加工食品への原料原産地表示は、食品表示基準の別記様式1又はこれと同等程度に分かりやすく一括して、容器包装に原料原産地名欄を設け原材料名に対応させて原料原産地を表示する、原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する、いずれかの方法による必要があります。

一般用加工食品は、食品表示基準により原材料名を「原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する」とこととされています。このため、基本的には、原材料名欄の最初に表示された原材料名の原料原産地が表示されることとなります。

しかし、酒類については、食品表示基準において原材料名の表示を要しないこととされているため、酒税法に掲げられた原料順に表示されているなど、表示順が重量順とは限りませんが、原材料名の表示順にかかわらず、原材料に占める割合が最も高い原材料(重量割合上位1位の原材料)に原料原産地表示を行ってください。

(関連) 原料原産地表示は、どこに表示すればよいですか。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-15)

(問3) 酒類の原料原産地はどのように表示すればよいですか。

(答) 重量割合上位1位の原材料が生鮮食品である場合には、その生鮮食品の原産地を記載することになります(例1)。

また、重量割合上位1位の原材料が加工食品である場合には、その加工食品の製造地を表示することになります(例2-1、2-2)。ただし、製造地の表示に代え、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することもできます(例2-3)。

【梅酒の表示例】

※ 原材料名欄に原料原産地を表示する場合(重量割合上位1位が梅である場合)

(現行) 原材料名：梅、砂糖、醸造アルコール



(例1) 原材料名：梅(国産)、砂糖、醸造アルコール

【いわゆる新ジャンル(リキュールタイプ)の表示例】

※ 原材料名欄に原料原産地を表示する場合(発泡酒中の重量割合上位1位が麦である場合)

(現行) 原材料名：発泡酒(麦芽、麦、ホップ)、麦スピリッツ



(例2-1) 原材料名：発泡酒(国内製造)(麦芽、麦、ホップ)、麦スピリッツ

(例2-2) 原材料名：発泡酒(国内製造)、麦スピリッツ

(例2-3) 原材料名：発泡酒(麦芽、麦(カナダ産)、ホップ)、麦スピリッツ

(関連) 原材料が生鮮食品である場合の原料原産地表示の国別重量順表示について、基本的な表示方法を教えてください。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-16)

(関連) 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について、教えてください。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-41)

(問4) 酒類の原料として、国内で蒸留して製造された酒類用の原料アルコール(輸入原材料(エチルアルコール)使用)を使用した場合、原料原産地はどのように表示すればよいですか。

(答) 酒類の製造用の原料アルコールは、そのほとんどが輸入されたエチルアルコールから製造されています。これを酒類の原料として使用した場合の原料アルコールの原料原産地は、国内で製造(蒸留)された中間加工原材料であり、「国内製造」又は「〇〇県製造」と表示することとなります。

(参考)

関税法(昭和29年法律第61号)において、アルコール飲料の原料アルコールの製造用のものは、国内で連続式蒸留機により蒸留(製造)することを前提に輸入が許可されます。(HS2207.10-130)

また、アルコール事業法(平成12年法律第36号)においては、「HS 2207.10-130」で輸入される原料アルコール製造用のエチルアルコール(粗留アルコール)は、アルコール事業法の「【1-61】酒類原料用」の許可を受けた使用事業者が連続式蒸留機により蒸留することを要件としています。

※ 蒸留しないで酒類の原料用に使用した場合は、「【1-44】アルコールを含む飲料」の許可区分となるほか、関税法の分類も「2207.10-199」となる。

(関連) 中間加工原材料の製造地の決め方を教えてください。また、製造に該当するものについて詳しく教えてください。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-42)

(関連) 輸入された中間加工原材料について国内で行う行為の中で、「国内製造」とならない行為には、どのようなものがありますか。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度 (原原-43)

(問5) ビールの仕込みに、3か国以上の国から輸入した麦芽を使用した場合、麦芽の原料原産地はどのように表示すればよいですか。

(答) 麦芽は麦を発芽させた中間加工原材料であり、その麦芽の製造地を表示することが原則となります。

製造地を表示する場合も、国別重量順表示が原則ですが、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用が認められます。認められる条件については、食品表示基準Q&A別添 新たな原料原産地表示制度（原原-26）～（原原-37）を参照ください。

(関連) 中間加工原材料の製造地表示においても、「又は表示」や「大括り表示」等は認められますか。

⇒ 食品表示基準Q&A 別添 新たな原料原産地表示制度（原原-47）

(問6) 原料原産地表示を行わなくてもよい酒類がありますか。

(答) 次の2つの場合があります。

1 他法令により表示がなされている場合

清酒、単式蒸留焼酎（米焼酎）、みりん、果実酒及び甘味果実酒については、米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）（米トレーサビリティ法）又は酒類業組合法に基づく表示の基準に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。（問1参照）

2 経過措置の対象となる場合

(1) 平成34年3月31日までに製造される酒類（改正附則第2条）

施行日（平成29年9月1日）から平成34年3月31日までに製造される酒類（業務用加工食品に該当する酒類については、平成34年3月31日までに販売される酒類）については、原料原産地表示を行わないことができます。

(2) 施行の際に酒類製造場に現存する酒類（改正附則第3条）

施行の際に製造所又は加工所で製造過程にある加工食品については、経過措置期間経過後（平成34年4月1日以降）も原料原産地表示を行わないことができます。

これは、施行の際に酒類製造場に貯蔵している酒類については、その原料の原産地を確認することができないため原料原産地表示は不要としているものです。

この考え方から、施行の際に酒類製造場に現存する酒類を原材料の一部に使用した酒類を、経過措置期間経過後に出荷する場合にあっても原料原産地表示は不要となります。

なお、上記(1)及び(2)のいずれの場合も、消費者への情報提供の観点から、できる限り新基準に基づく原料原産地表示を行うことが望ましいです。（「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号 消費者庁次長通知）附則4）

(関連) 施行の際に製造所又は加工所で製造過程にあつて、経過措置期間後に製造を完了する製品も対象になりますか。

⇒ 食品表示基準Q & A 別添 新たな原料原産地表示制度（原原-63）